

101. 参議院法務委員会で議決された決議（附帯決議を含む）の昨年1年間における対処状況について（令和6年1月調査）

○裁判所職員定員法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和5年4月6日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
一 民事訴訟手続の審理期間及び合議率の目標を達成するため、審理期間が長期化している近年の状況を検証し、審理の運用手法、制度の改善等に取り組むとともに、産業の高度化や国際化に対応できるよう裁判官の能力及び職責の重さの自覚の一層の向上に努めること。		（最高裁対応）
二 裁判所職員定員法の改正を行う場合には、引き続き、判事補から判事に任命されることが見込まれる者の概数と判事の欠員見込みの概数を明らかにし、その定員が適正であることを明確にすること。		（最高裁対応）
三 令和二年四月十六日及び令和三年四月六日の当委員会における各附帯決議等を踏まえ、最高裁判所において、引き続き、判事補の定員の充足に努めるとともに、判事補の定員の在り方について、現実的な実員の増減見通しも踏まえて更なる削減等も含め検討していくこと。		（最高裁対応）
四 現在の法曹養成制度の下で法曹志望者の数について顕著な改善傾向が見られないことを踏まえ、そのことが法曹の質や判事補任官者数に及ぼす影響につき引き続き必要な分析を行い、その結果を国会に示すとともに、同制度や法改正の趣旨を踏まえた更なる法曹養成機能の向上、法曹志望者の増加等に向けた取組をより一層進めること。	検討中	（法務省） 法曹の質に関しては、令和4年3月に「法曹の質に関する検証結果報告書」を法務省ホームページで公表したところである。 附帯決議を踏まえて、法曹の質を検証する上で参考となる視点や調査の方法について、有識者等のヒアリングを実施するなどして更なる検討を進めているところである。
	措置済み（令和5年）	（法務省・文部科学省） 法曹養成機能の向上、法曹志望者の増加等に関しては、法科大学院における教育の充実を図り、高度の専門的な能力及び優れた資質を有する法曹となる人材の確保を推進することを目的として令和元年6月に改正された法科大学院の教育と司法

		試験等との連携に関する法律（令和4年10月1日全面施行）の円滑な実施に向けた取組等を進めてきたところであり、中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会において、令和5年度法科大学院入学者状況の調査（法曹コース生を対象とする特別選抜の結果を含む）や法曹コースの実態調査を実施するなど、法学部と法科大学院が連携して行う新たな一貫教育制度の実施・充実等について検討を行った。 このほか、最高裁判所や日本弁護士連合会等の関係機関・団体の参集を得て法曹養成制度改革連絡協議会を開催し、法曹養成制度に関する各種データの集積を進めるとともに、法曹人口、法科大学院、司法試験、司法修習等様々なテーマに関する報告・意見交換を行うなど、必要な取組を行った。
五 裁判手続等のデジタル化の進捗状況を踏まえ、合理化・効率化が可能な事務と注力すべき事務をそれぞれ考慮した上で適切な人員配置を行うよう努めるとともに、裁判官以外の裁判所職員の労働時間を把握し、適切な労働環境を整えること。		（最高裁対応）
六 社会の耳目を集めた事件の事件記録が特別保存に付されることなく廃棄されていたことを踏まえ、今後の事件記録の十分な管理体制の確立に努めること。		（最高裁対応）

○民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案に対する附帯決議（令和５年４月１３日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
一 近年における情報通信技術の進展等の社会経済情勢の変化への対応を図るとともに、時代に即した民事関係手続等の一層の迅速化及び効率化を可能な限り早期に実現するため、本法の全面施行については、慎重かつ丁寧な審理の妨げとならないよう、また裁判所職員及び当事者等に対し過度な負担とならないよう配慮しつつも速やかに適切な時期の施行に向けた検討を進めるよう努めること。	検討中	本法の全面施行は、公布の日（令和５年６月１４日）から５年以内の政令で定める日とされているところ、実際の全面施行の時期については、情報通信技術の進展等の社会経済情勢の状況とともに、裁判所及び関係者における民事関係手続のデジタル化に対応するための準備状況等も十分に考慮した上で、適切な時期の施行となるよう検討を進めている。
二 民事関係手続等のみならず、刑事事件及び少年事件の手続においても、被告人等の人権保障に十分配慮した上で、情報通信技術の活用が迅速に実現されるよう、より一層の検討に努めること。	検討中	令和５年１２月１８日、法制審議会刑事法（情報通信技術関係）部会において、刑事手続における情報通信技術の活用等を内容とする法整備の要綱（骨子）案が採択され、今後、法制審議会の総会において調査審議が行われる予定であり、答申がなされたときは、速やかに国会に法案を提出できるよう、準備を進めているところである。
三 裁判所の電子情報処理組織を構築するにあたっては、サイバー攻撃などで事件記録が流出して事件関係者のプライバシー侵害が起こらないよう、適切なセキュリティ水準を確保するとともに、代理人等に委任しない者が電子情報処理組織による申立てを容易に利用できるよう、日本弁護士連合会・日本司法書士会連合会等の意見を聞き、利便性を高めるよう努めること。		（最高裁対応）
四 ＩＴ技術が進展する中、ウェブ会議における成り済ましや第三者による不当な介入、デジタル証拠の漏洩や改ざん防止に向けて不断の検討及び対応に努めること。		（最高裁対応）
五 代理人等に委任しない者が電子情報処理組織による申立て等を容易に利用できるよう、関係機関及び日本弁護士連合会・日本司法書士会連合会等と連携し、必要に応じて弁護士・司法書士等による支援を受けられる環境整備に努めること。	検討中	代理人等に委任しない者が電子情報処理組織による申立て等を容易に利用するために必要な支援を受けられる環境整備に向けて、最高裁判所、日本司法支援センター、日本弁護士連合会及び日本司法書士会連合会と意見交換を行うなどし、必要な検討を進めている。

○刑事訴訟法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和５年５月９日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
一 位置測定端末の規格の設定等に当たっては、位置測定端末を装着していることができるだけ外部から目立たず、身体の動きを極力妨げないものとする等、保釈中の被告人のプライバシーの保護及び行動の自由等に十分に配慮したものとする。		（最高裁対応）
二 位置測定端末を装着した被告人の所在禁止区域への立ち入り等が発生した場合に、迅速に状況を確認し、勾引をすることができるよう、十分な訓練の実施や関係機関との連携体制の確立等に努めること。	（法務省）（警察庁） 検討中 （最高裁）	（法務省）（警察庁） 最高裁判所において検討中である位置測定端末の規格の設定等に関する検討状況の把握に努めているところであるが、引き続きその状況の把握に努めるとともに、制度の適切な運用態勢を確立できるよう関係機関との協議・検討を行う。 （最高裁部分） 最高裁から別途提出
三 保釈中の被告人に係る端末位置情報を表示して閲覧することができる者及び閲覧することができる場合を限定した趣旨に鑑み、閲覧設備の運用に当たっては、端末位置情報が漏出することがないように適切な措置を講ずること。		（最高裁対応）
四 位置測定端末装着命令を受けた被告人の数や装着を終了した人数等、位置測定端末装着命令制度の概括的な運用状況を公表すること。		（最高裁対応）
五 位置測定端末装着命令制度について、その対象範囲を、被告人の国外逃亡を防止するために真に必要なと認められるとき以外に拡大しないよう厳格に運用すること。		（最高裁対応）
六 監督者を選任して行う保釈については、監督者として選任される者にとって過度の負担にならないよう留意するとともに、監督者を得られないことを理由として保釈される場合が限定されることがないように、制度の趣旨を周知すること。		（最高裁対応）

七 本改正における逃亡防止措置の新設の趣旨を踏まえ、被告人や刑が確定した者等の身柄の確保及び護送等の場における逃亡防止に万全を期すとともに、必要な体制の整備に努めること。	(法務省) 一部措置済み (令和5年) (警察庁)	(法務省) これまでも収容・護送業務に当たる職員の訓練を実施するなどした上、必要に応じて関係機関と連携するなどして適切な収容・護送業務の実施に努めてきたところ、改正法における既に施行済みの制度について、その内容及び趣旨について周知し、これらの制度の利用を通じて逃亡を防止するよう対処している。また、本改正における未施行の制度については、同制度の適切な運用に向けて関係機関と協議・検討を行うなど必要な準備を進めている。 (警察庁部分) 警察庁から別途提出
八 犯罪被害者等の氏名等の情報秘匿制度の運用に当たっては、性犯罪の被害者等の権利の保護という目的の実現を図るとともに、公判における被告人の防御に実質的な不利益が生ずることがないように、被害者側及び被告人側の双方の権利に十分に配慮するよう努めること。	(法務省) 一部措置済み (令和5年) (最高裁)	(法務省) 新設された犯罪被害者等の氏名等の情報秘匿制度の内容及び趣旨の検察官に対する周知を実施しているところであり、今後も、引き続き、同制度の実施において被害者側及び被告人側の双方の権利に十分に配慮するための取組を実施する予定である。 (最高裁部分) 最高裁から別途提出

○出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和5年6月8日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
一 紛争避難民のみならず、国籍国等に帰国した場合に生命の恣意的な剥奪、拷問等を受けるおそれがある者や残虐な取扱い若しくは刑罰を受けるおそれがある者、又は強制失踪のおそれがある者など、真に保護を必要とする者を確実に保護できるように努めること。	措置済み（令和5年）	令和5年12月に施行された補完的保護対象者の認定制度は、難民条約の適用を受ける「難民」には該当しないものの、難民条約上の5つの理由以外の理由により迫害を受けるおそれのある者を保護する制度であり、その対象は紛争避難民に限られるものではない。 補完的保護対象者の該当性は、申請者ごとに個別の事情を考慮して判断されるものであるが、一般論としては、拷問若しくは残虐な刑罰等を受けるおそれがある場合又は強制失踪の対象とされるおそれがある場合は、迫害を受けるおそれがあると認められ、その理由が難民条約上の5つの理由以外であれば、補完的保護対象者と認定することになる。
二 難民等の認定申請を行った外国人に対し質問をする際の手続の透明性・公平性を高める措置について検討を加え、十分な配慮を行うこと。	一部措置済み（平成29年、令和5年）	難民認定申請の性質上、迫害から逃れてきた申請者の置かれた立場に十分に配慮した事情聴取を行うことが重要であることから、通訳人の性別や申請者の健康状態に留意するなど、面接の際に配慮すべき事項について、令和5年4月に地方出入国管理官署に文書で周知し、難民調査官はこれを踏まえて事情聴取を実施している。 また、平成29年3月以降、親を伴わない年少者、重度の身体障がい等を有する者、精神的障がい等を有する者又は重篤な疾病を抱える者の難民認定手続において、インタビューの際に、医師、カウンセラー、弁護士等の立会いを認める取扱いを実施している。 引き続き、これまでの取組を着実にを行うとともに、国連難

		民高等弁務官事務所（UNHCR）との難民調査官の調査の在り方に関するケース・スタディなども踏まえながら、難民認定申請者に対して質問する際の手続の透明性や公平性の向上のための更なる取組の在り方について検討を進めていく。
三 難民審査請求における口頭意見陳述の適正な活用を進めるとともに、難民認定に関連する知識等を十分に考慮した上で、難民審査参与員の任命を行うこと。	一部措置済み（令和5年）	令和5年9月に開催した難民審査参与員協議会において、参与員に対し、附帯決議の経緯及び内容を周知するとともに、口頭意見陳述のより一層の適正な活用を求めた。 また、参与員は従来から難民認定に必要な専門的知見を有している者の中から任命しているところ、附帯決議の趣旨を踏まえ、引き続き適切な任命に努める。
四 送還停止効の例外規定の適用状況について、この法律の施行後五年以内を目途として必要な見直しを検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずること。	検討中	送還停止効の例外規定の適正な運用を図るため、着実に法施行の準備を進めている。その上で、送還停止効の例外規定を適用して送還を実施した事例が十分に積み重なった後に、その適用状況を分析し、その結果に基づいて、制度や運用を見直すかについて検討する。 送還停止効の例外規定は、入管法等改正法の施行日以降に難民認定申請などをした者に適用されることとなることから、その適用に関する事例が十分に積み重なるまで長期間を要するものと考えられる。
五 送還停止効の例外規定を適用して送還を実施する場合であっても、第五十三条第三項に違反する送還を行うことがないよう、送還先国の情勢に関する情報、専門的知識等を十分に踏まえること。	一部措置済み（令和5年）	入管法等改正法では、退去強制令書の発付後、当該外国人の意向の聴取等を行い、直ちに送還することができない原因となっている事情を把握して退去のための計画を定めることを規定した。 入管法等改正法施行後は、退去のための計画の策定過程等において、送還先国の情勢変化をより適切に把握し、必要に応じて送還先国を見直すなど、附帯決議の趣旨を踏まえて適切に対応していく。
六 「難民の認定等を適正に行うための措置」の実施に当たっては、令和三年七月に国連難民高等弁務官事務所との間で締結した協力覚書に基づき適切な措置をと	措置済み（令和5年）	国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）とは、協力覚書の下、難民認定申請者の出身国に関するものなど国際情勢に

ること。		関する情報の収集を行うに当たり、UNHCRが保有する情報について適宜共有を受けているほか、難民調査官等に対する研修においても協力いただいている。そのほか、難民該当性判断の手引についての意見交換や実際の事例を題材として難民調査官の調査の在り方に関するケース・スタディの取組を実施している。
七 難民の認定等を迅速かつ適切に行うに当たって必要な予算の確保及び人的体制の拡充を図るとともに、難民調査官、難民審査参与員など当該認定等に関与する者に対して、必要な研修を行うこと。また、研修の成果が実際の難民等の認定実務に活かされるよう、研修の内容及び手法の改良に継続的に取り組むこと。	一部措置済み (令和5年、 令和6年)	難民の認定等を迅速かつ適切に行う上で必要な人員及び必要な予算の確保に引き続き努めていく。 難民調査官の能力を向上させるため、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）、外務省、国際情勢に関する専門的知識を有する大学教授等に協力いただくなどして研修を実施している。その上で、附帯決議を踏まえ、令和5年5月及び10月に、新任の難民調査官に対する難民認定に調査に必要な特別の知識を修得させることを目的とした研修の実施及びその内容の充実を行っている。 難民審査参与員に対しては、従来から任命時に難民審査に関する説明会を行っており、さらに、参与員としての知見をより深めてもらう趣旨から、協議会を定期的で開催している。 その上で、附帯決議を踏まえ、新任の参与員に対し、経験の豊富な参与員による実際の審理の様子を傍聴してもらう取組を開始し、また、令和5年12月には、専門家による本国情勢に関する講演会を、令和6年1月には、補完的保護対象者の認定制度についての説明会を開催した。 附帯決議の趣旨を踏まえ、引き続き必要な研修を行っている。
八 難民該当性判断の手引のみでなく、事実認定の手法を含めたより包括的な研修を実施すること。さらに、実際の難民認定実務における難民該当性判断の手引の運用状況を踏まえつつ、関係機関や有識者等の協力を得て、同手引の定期的な見	一部措置済み (令和5年)	難民調査官に対する研修において、難民該当性判断の手引の内容のほか、事実認定に関する留意事項についても講義を行っているほか、具体的な事案を題材にした討議形式の実践

直し・更新を行い、難民該当性に関する規範的要素の更なる明確化を図ること。		的な研修も行っている。 難民該当性判断の手引の定期的な見直し・更新については、その必要性も含めて、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）等の関係機関や有識者等の御意見も伺いながら、検討を進める予定。
九 国連難民高等弁務官事務所との協力覚書のもと、難民調査官の調査の在り方に関するケース・スタディの取組をより一層強化し、難民認定制度の質の向上に努めること。	一部措置済み (令和5年)	国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）との協力覚書の下でケース・スタディを実施しており、事情聴取に関する詳細な手法など、実務上有用な多数の情報提供を受けている。こうした情報は、申請者に対する面接の際に配慮すべき事項として改めて整理し、令和5年4月に地方出入国管理官署に文書で周知した。引き続き、新たな事案を対象としてケース・スタディの成果を積み重ねていき、その成果について運用に反映させていく。
十 最新かつ関連性及び信頼性のある出身国情報の収集を行う体制を整え、とりわけ専門的な調査及び分析に必要な予算及び人員を十分に確保すること。日本における難民認定申請者の主な出身国や申立て内容に関する出身国情報を取りまとめで、業務に支障のない範囲内で公表するとともに、難民不認定処分を受けた者が的確に不認定の理由を把握できるよう、その者に対する情報開示の在り方について検討すること。	一部措置済み (令和5年)	最新かつ関連性及び信頼性のある出身国情報の収集を行う体制を整え、とりわけ専門的な調査及び分析に必要な予算及び人員を十分に確保することは重要であることから、適切に業務を遂行する上で必要な人員及び必要な予算の確保に努めていく。 難民認定申請者の主な出身国や申立て内容に関する出身国情報の公表については、従来より、諸外国が公表した出身国情報に係る報告書を日本語に翻訳した上で、出入国在留管理庁のホームページに掲載している。また、難民不認定処分を受けた者に対する情報開示について、難民不認定処分を行う際に、申請者に交付する書面に不認定理由を付記しているところ、申請者の申立てに対する判断理由に係る事項を詳細に示すよう努めるなど、内容の充実を図っているほか、実際に申請者に書面を交付する際には、申請者が最も理解できる言語で不認定理由を説明している。引き続き出身国情報の充実・公表に努めるとともに、不認定理由の丁寧な説明に努め

		ていく。
十一 監理措置制度を適正に活用し、収容が不必要に長期にわたらないよう配慮すること。	検討中	入管法等改正法の施行後、附帯決議の趣旨を踏まえ、適切な運用に努める。
十二 監理措置・仮放免制度の運用に当たっては、監理人と被監理者の信頼関係及び関係者のプライバシーを尊重するとともに、監理人に過度な負担とならないよう配慮すること。	検討中	入管法等改正法の施行後、附帯決議の趣旨を踏まえ、適切な運用に努める。
十三 健康上の理由による仮放免請求の判断の際には、医師の意見を聴くなどして健康状態に十分な配慮を行うこと。	措置済み（令和3年）	令和3年に「体調不良者等に係る仮放免運用指針」を策定、発出し、収容継続によって健康状態を大きく害するおそれがある旨の医師の所見が付された被収容者については、原則として、仮放免を許可するなど、医師の所見を踏まえた判断を行っているところ、附帯決議の趣旨を踏まえ、引き続き適切な運用に努める。
十四 在留特別許可のガイドラインの策定に当たっては、子どもの利益や家族の結合、日本人又は特別永住者との婚姻関係や無国籍性への十分な配慮を行うこと。	検討中	新たなガイドラインの具体的な内容については、附帯決議の趣旨を踏まえて検討中である。 新たなガイドラインは、入管法等改正法の施行日を踏まえた適切な時期に策定し、公表を予定している。
十五 「外国人との共生社会の実現」を推進するため、出入国在留管理庁の予算・組織・体制の在り方について検討すること。	一部措置済み（令和5年）	附帯決議の趣旨を踏まえて「外国人との共生社会の実現」を推進するため、必要な人的・物的体制の確保に取り組んでいる。 今後も、引き続き「外国人との共生社会の実現」の推進に必要な人的・物的体制の在り方の検討に努める。

○刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和５年６月１５日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
一 第一条の規定による改正後の刑法第一百七十六条第三項及び第一百七十七条第三項の規定において、十三歳以上十六歳未満の者に対する五歳以上年長の者の性的行為を処罰することとしているのは、両者の間におよそ「対等な関係」があり得ないと考えられることによるものであって、両者の年齢差が五歳差未満であれば「対等な関係」であるとするものではないのであるから、第一条の規定による改正後の刑法第一百七十六条第一項及び第二項並びに第一百七十七条第一項及び第二項の規定の適用に当たっては、とりわけ、これらの規定に定める行為をする者が十八歳以上であり、かつ、その相手方が十六歳未満である場合には、むしろ、十六歳未満の者にとっては年齢差がその意思決定に及ぼす影響が大きいことに鑑みると、両者の間でなされた性的行為は、「経済的又は社会的関係上の地位に基づく影響力によって受ける不利益を憂慮させること又はそれを憂慮していること」等により「同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乗じて」の要件や「行為がわいせつなものではないとの誤信をさせ」の要件に該当し得ることに留意すること。また、附則第二十一条の規定による周知に当たっては、この点についても、併せて周知すること。	措置済み（令和５年）	検察当局においては、個々の事案ごとに、本項目の趣旨を踏まえ、適切に対応している。また、本法による改正の趣旨及び内容の国民への周知に当たっては、本項目の内容に留意した適切な説明に努めている。 警察庁においては、都道府県警察に対し、改正法の公布等に係る通達を発出し、その中で、本附帯決議の趣旨を踏まえ、13歳以上16歳未満の者に対する5歳以上年長の者の性的行為を処罰することとしている趣旨や改正法による改正後の刑法第176条第1項及び第2項並びに第177条第1項及び第2項の規定の適用に当たっての留意事項等を指示しており、この旨を研修等の機会を通じて都道府県警察に対し指導している。 最高裁判所においては、各裁判所に対して、改正法及び附帯決議の内容を周知するとともに、改正法の趣旨及び概要並びに運用上の留意事項がまとめられた資料等を提供して、5歳差要件の趣旨等について周知した。
二 不同意わいせつ罪及び不同意性交等罪における同意の位置付け及び意義、年齢差要件及び地位・関係性要件等並びに面会要求等罪の改正法の趣旨及び構成要件について、若年層をはじめとする国民に対する普及啓発を推し進め、十分に周知徹底を図るよう努めること。とりわけ、子どもに対する性被害の深刻性及び性に関する教育等の重要性に鑑み、初等教育から高等教育に至る全ての学校段階において、子どもの心身の発達段階に応じ、十分な教育等を行うこと。また、普及啓発のために必要な予算を確保するとともに、司法警察職員等の関係者に対しても、法改正の趣旨を周知徹底し、十分な研修等を行うこと。	措置済み（令和５年）	国民に対する普及啓発について、法務省においては、必要な予算を確保しつつ、本法による改正の趣旨及び内容について、概要をまとめた資料等を法務省ホームページに掲載しているほか、関係府省庁と連携し、関係府省庁のホームページやSNSを通じて周知を行うなどした。特に、若年層に対しては、本法及び性的姿態撮影等処罰法の趣旨及び内容を分かりやすくまとめた、小学生・中高生・大学生向けの３種類のリーフレットを作成し、文部科学省を通じて全国の学校に提供するなどした。

		文部科学省においては、初等教育から高等教育までの各学校段階において、学校設置者や各学校に対し、本改正法の趣旨・意義について周知するとともに、前記リーフレットについて、各学校における教育活動等において活用いただくよう促した。また、学校教育においては、小・中・高等学校を通じて、学習指導要領に基づき、児童生徒の発達の段階に応じて、性に関する指導を行うこととしており、これらの指導が着実に実施されるよう、学習指導要領の趣旨の徹底を図った。 内閣府においては、改正法の趣旨及び内容について、広報誌やSNS等を活用した広報を行っている。 また、関係者に対する周知について、法務省においては、検察官に対して、毎年実施の経験年数等に応じた研修において、不同意わいせつ罪、不同意性交等罪及び面会要求等罪の法改正の趣旨及び構成要件等に関する講義を実施し、今後も同様の講義を実施する予定である。 内閣府においては、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの相談員等を対象に、改正法の趣旨及び内容に関する研修を実施している。 警察庁においては、都道府県警察に対し、改正法の公布等に係る通達を発出し、その中で本法の内容、関係規定の適切な運用等を指示しており、この旨を研修等の機会を通じて都道府県警察に対し指導している。 最高裁判所においては、各裁判所に対して、改正法及び附帯決議の内容を周知するとともに、改正法の趣旨及び概要並びに運用上の留意事項がまとめられた資料等を提供した。また、改正法に関して実体法及び手続法上論点となり得る事項について、裁判官同士で議論する場を設けた。
三 性犯罪が被害者の性別を問わないものとなっていることを踏まえ、被害の相談、捜査、公判のあらゆる過程において、男性や性的マイノリティの被害者について適切に対応できるよう、関係機関等に対する研修等を通じて徹底させるよう努めること	措置済み（令和5年）	法務省においては、検察官に対して、毎年実施の経験年数等に応じた研修において、性的マイノリティも含めた人権問題に関する講義を実施しているほか、男性や性的マイノリ

と。		ティの方も含めて性犯罪に直面した被害者の心理について専門家による講義を実施し、今後も同様の講義を実施する予定である。また、検察当局においては、性犯罪が被害者の性別を問わないものとなっていることを踏まえ、被害の相談、捜査、公判のあらゆる過程において、男性や性的マイノリティの被害者について、個人の尊厳を重んじ、適切に対応できるよう努めている。 内閣府においては、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの相談員等を対象に、男性や性的マイノリティの被害者の支援に関する研修等を実施している。 警察庁においては、男性や性的マイノリティを含め、性犯罪被害者の心情に配慮した捜査が推進されるよう、被害者のプライバシー等に対する配慮、被害の届出への適切な対応等を内容とする通達を発出しているほか、この旨を研修等の機会を通じて都道府県警察に対し指導している。 最高裁判所においては、裁判官を対象として実施した研究会における講演録（例えば、男性を含む性犯罪被害者の心理に関するものや性的少数者をめぐる社会の現状に関するもの）をポータルサイトに掲載し、全ての職員が閲覧できるようにした。
四 第一条の規定による改正後の刑法第七十六条及び第七十七条において、婚姻関係の有無にかかわらず性犯罪が成立することが明確化されたことに鑑み、司法警察職員、検察官、裁判官及び地方自治体の職員等の関係者に対して、法改正の趣旨を周知徹底し、必要な対応等を行うこと。	措置済み（令和5年）	法務省においては、検察官に対して、毎年実施の経験年数等に応じた研修等において、婚姻関係の有無にかかわらず性犯罪が成立することが明確化されたことの趣旨等を周知している。また、検察当局においては、個々の事案ごとに、本項目の趣旨を踏まえ、適切に対応している。 内閣府においては、地方自治体の職員等に対して、改正法の趣旨及び内容について周知を行った。 警察庁においては、都道府県警察に対し、改正法の公布等に係る通達を発出し、その中で本法の内容、関係規定の適切

		な運用等を指示しており、この旨を研修等の機会を通じて都道府県警察に対し指導している。 最高裁判所においては、各裁判所に対して、改正法及び附帯決議の内容を周知するとともに、改正法の趣旨及び概要並びに運用上の留意事項がまとめられた資料等を提供して、婚姻関係の有無にかかわらず性犯罪が成立することが明確化されたことの趣旨等について周知した。
五 性犯罪が重大かつ深刻な被害を生じさせる上、その被害の性質上、性犯罪被害者が支援を受けるまでに様々な心理的・社会的障壁があることを踏まえ、捜査から公判等における各段階において被害者の心身の状態に十分配慮するよう努めるとともに、被害者支援のための関係省庁の連携体制の構築、被害直後から継続的な性犯罪被害者への支援やワンストップ支援センターを通じた支援の充実等の多面的な支援を行うよう努めること。その際、心身に障害がある性犯罪被害者について、その特性を踏まえて適切な対応をすること。	一部措置済み (令和5年)	検察当局においては、性犯罪被害者からの聴取に当たり、その心身の状態を踏まえ、呼出方法や聴取場所及び聴取方法等について配慮している。 また、法務省においては、犯罪被害者等の保護・支援制度について解説したパンフレット「犯罪被害者の方々へ」を全国の検察庁に配付し、検察官が性犯罪被害者等からの事情聴取を行う際に必要に応じて交付し、関係省庁が実施する支援制度の内容も含め、その内容を説明するなどするとともに、性犯罪被害者等が被害直後から弁護士による継続的かつ包括的な支援を受けられる犯罪被害者等支援弁護士制度の創設に向け、関係機関等と調整を図りながら、所要の法整備や制度の詳細に関する必要な検討を進めている。 警察庁においては、都道府県警察に対し、通達を発出し、性犯罪被害者の心情に配慮した捜査の徹底等を指示しており、この旨を研修等の機会を通じて都道府県警察に対し指導するとともに、第4次犯罪被害者等基本計画（令和3年3月閣議決定）に基づき、警察本部や警察署の性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置及び職員の実務能力の向上、事情聴取時における相談室や被害者支援用車両の活用並びに産婦人科医会や犯罪被害者等早期援助団体を始めとする民間被害者支援団体、ワンストップ支援センター等とのネットワークの構築による連携強化等に努め、性犯罪被害者の心情に配慮した対応を図っている。

		最高裁判所においては、被害者の心身の状態に十分配慮することができるよう、裁判官を対象とした研究会において、心的外傷後ストレス障害（PTSD）を始めとしたトラウマティック・ストレスに関する研究の専門家を講師として、被害者に対するバイアスと被害者の心理などについての講演を行った。 内閣府においては、被害者支援を含む性犯罪・性暴力対策について、性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議で取りまとめた「性犯罪・性暴力対策の更なる方針」（令和5年3月30日）に基づき、関係府省が連携して取組を推進するとともに、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターにおける被害者の支援について、障害のある性犯罪被害者の支援も含め、都道府県等に対する交付金や相談員等を対象とした研修の実施等により、その充実を図っている。
六 いわゆる司法面接的手法による聴取結果等を記録した録音・録画記録媒体に関する証拠能力の特則が刑事訴訟法の根幹である伝聞法則の例外であることに鑑み、聴取の実施に当たっては、国際的な実証的研究に基づき開発された司法面接の手順に留意しつつ実施し、当該聴取の実施の妥当性を録音・録画等により事後的に検証することができる手法の措置を講じるなど、適切な運用に努めるよう留意すること。	措置済み（令和5年）	検察当局においては、いわゆる司法面接的手法を用いた聴取を実施するに当たり、警察、児童相談所等の関係機関とも連携し、本附帯決議の内容をも踏まえ、国際的な実証的研究に基づき開発された司法面接の手順に留意しつつ実施し、聴取の状況を録音・録画する措置を講じるなど、適切な運用に努めている。 警察庁においては、都道府県警察に対し、改正法に係る通達を発出し、その内容及び趣旨を周知するとともに、本附帯決議の趣旨を踏まえた対応に努めるよう示達しており、研修等の機会を通じて、適切な運用がなされるよう都道府県警察を指導している。
七 いわゆる司法面接的手法による聴取の前の段階において、聴取対象者の記憶の汚染を防止するよう努めるとともに、聴取後の聴取対象者への接触については、汚染のない初期供述を可能な限り少ない回数面接によって確保するという司法面接的手法による聴取の趣旨に反することがないよう、関係者において十分配慮すること	措置済み（令和5年）	検察庁、警察庁及びこども家庭庁は、本附帯決議の内容も踏まえ、いわゆる司法面接的手法による聴取を実施するに当たっては、各地方検察庁、都道府県警察、児童相談所等の関係機関との間であらかじめ必要な協議を行うなどして、その

。	聴取の前の段階において、聴取対象者の記憶の汚染を防止しつつ、聴取対象者による被害開示等の情報開示の状況等について適切に証拠化するための態勢を整備するよう努めるとともに、聴取回数を可能な限り減らし、また、聴取終了後においても、聴取対象者への接触については、捜査・公判上の必要性を踏まえつつ、その要否や在り方を判断するなど、聴取対象者の負担軽減を図るよう十分に配慮している。 また、警察庁においては、都道府県警察に対し、改正法に係る通達を発出し、その内容及び趣旨を周知するとともに、本附帯決議の趣旨を踏まえた対応に努めるよう示達しており、研修等の機会を通じて、適切な運用がなされるよう都道府県警察を指導している。
八 子どもが被害者である性犯罪等においては、子どもの負担を軽減し、かつ信用性の高い供述を聴取することが重要であることに鑑み、子どもからの聴取を適切に行うことができるよう、子どもの認知発達能力・心理・法律の知識に関する知見や技術の向上を図るとともに、子どもが安心して話せる環境を整えるため、海外の取組等を参考にし、民間団体や医療団体等の知見も生かしながら、聴取の場所や方法について更なる検討を進めること。あわせて、障害者が被害者である性犯罪等においては、障害者からの聴取を適切に行うことができるよう、障害者の特性に十分配慮すること。	措置済み（令和5年） 法務省においては、子どもの認知発達能力・心理・法律の知識に関する知見や技術の向上を図り、子どもからの聴取を適切に行うことができるようにするため、毎年実施する検察官の経験年数等に応じた研修において、大学教授等を講師として児童の聴取方法に関する講義等を実施している。また、法務・検察においては、子どもが安心して話せる環境を整えるため、海外の取組等をも参考にし、警察、児童相談所等の関係機関とも連携し、民間団体や医療団体等の知見も生かしながら、聴取の場所や方法について更なる検討を進めている。さらに、検察当局においては、障害者である性犯罪被害者等から聴取するに当たり、障害者の特性に十分配慮しつつ、適切に聴取を行っている。 警察庁においては、児童虐待、性的搾取を受けた被害児童の心理に配慮した聴取技法に関する研究を行っているところ、本附帯決議の趣旨も踏まえ、令和6年度より、海外の聴取技法等も含め、子ども等に対する効果的な聴取技法に関する研究を行う予定である。また、都道府県警に対し、子どもからの聴取を適切に行うことができるよう研修等を行っているほか、通達を発出し、性犯罪の被害者が精神に障害を有す

		る事案について、関係機関と連携して聴取を行うよう示達しており、研修等の機会を通じて、適切な聴取がなされるよう都道府県警察を指導している。
九 子どもが証人として公判廷に出廷する際、証人の認知発達能力を踏まえ、不相当な尋問や困惑させる尋問を行うことは、証人に重篤な心的負担を与えるのみならず、真実発見も遠のくことを踏まえ、適切な子どもの証人尋問の実施に向けて、訴訟関係者がそうした子どもの特性に配慮する必要性の周知に努めること。あわせて、障害者が証人として公判廷に出廷する際には、障害者の特性を踏まえ、適切な証人尋問となるよう配慮すべきことを周知すること。	措置済み（令和5年）	検察当局においては、本項目の趣旨をも踏まえ、子どもや障害者に対する適切な証人尋問の実施の必要性を周知するとともに、個々の事案において、子どもや障害者の特性に応じた質問等の在り方の検討、裁判所や弁護人との打合せ、公判における異議申立ての活用などを通じ、適切な子どもや障害者の証人尋問の実施に向けた対応を行っている。 最高裁判所においては、各裁判所に対して、改正法及び附帯決議の内容を周知するとともに、改正法の趣旨及び概要並びに運用上の留意事項がまとめられた資料等を提供した。また、被害者等の聴取結果を記録した録音・録画記録媒体を取り調べる場合の審理運営の在り方について、裁判官同士で議論する場を設けた。
十 附則第二十条第一項の検討を行うに当たっては、子どもが被害者である性犯罪等における被害の実情、被害開示後の被害聴取方法、被害聴取結果の証拠能力及び公判廷での尋問の在り方等、この法律による改正後の規定の施行の状況等を勘案して、子どもが被害者である性犯罪等についての施策の在り方について検討を加えること。	一部措置済み（令和5年）	法務省においては、附則第20条第1項の検討に資するよう、刑事訴訟法第321条の3等の本法の施行状況の調査を行っており、同項の検討を行うに当たっては、こうした調査の結果をも踏まえ、本項目で求められている点についても検討を行う予定である。 内閣府においては、法務省における附則第20条第1項の検討の状況を踏まえ、子どもが被害者である性犯罪等についての施策の在り方について、必要な検討を行うこととしている。 警察庁においては、児童虐待、性的搾取を受けた被害児童の心理に配慮した聴取技法に関する研究を行っていたところ、本附帯決議の趣旨も踏まえ、令和6年度より、海外の聴取技法等も含め、子ども等に対する効果的な聴取技法に関する研究を行う予定である。 こども家庭庁においては、「子供の性被害防止プラン

		2022」(令和4年5月20日犯罪対策閣僚会議決定)を取りまとめているところ、令和5年度の取組状況について、関係省庁連絡会議等を開催し、関係府省庁における本法律改正後の規定の施行状況等を適切に把握の上、子どもが被害者となる性犯罪等の撲滅に向けた総合的な対策を推進する。
十一 性犯罪の捜査、司法手続に当たって、被害者の心理及び心的外傷、被害者と相手方の関係性をより一層適切に踏まえてなされる必要性に鑑み、これらに関連する心理学的・精神医学的知見等について調査研究を推進するとともに、調査研究を踏まえた研修を行うこと。	一部措置済み (令和5年)	法務省においては、性犯罪被害者の心理等について、海外調査を含めた調査研究を実施することを検討している。また、検察官に対して、毎年実施の経験年数等に応じた各種研修において、専門家である精神科医師等を講師として、専門家による調査研究を踏まえた性犯罪被害者の心理等に関する講義等を実施し、今後も、同様の講義等を実施予定である。 警察庁においては、児童虐待、性的搾取を受けた被害児童の心理に配慮した聴取技法に関する研究を行っていたところ、本附帯決議の趣旨も踏まえ、令和6年度より、海外の聴取技法等も含め、子ども等に対する効果的な聴取技法に関する研究を行う予定である。 最高裁判所においては、裁判官を対象とした研究会において、心的外傷後ストレス障害(PTSD)を始めとしたトラウマティック・ストレスに関する研究の専門家を講師として、被害者に対するバイアスと被害者の心理などについての講演を行った。
十二 性犯罪者の再犯等に関する多角的な調査研究や関係機関と連携した施策の実施など、効果的な再犯防止対策を講じるよう努めること。	措置済み(令和5年)	法務省においては、性犯罪者の検挙人員・同一罪名有前科者率・再入率等を調査の上、犯罪白書において、毎年、これらの最新数値を紹介している。 また、性犯罪者処遇プログラムの効果検証の結果及び外部有識者からの提言等を踏まえ、刑事施設及び保護観察所の性犯罪者処遇プログラム等の見直しを図っているほか、医療等が必要と認められる場合には医療機関等と連携した処遇を実施するなど再犯防止に向けた処遇の充実を図っている。
十三 性犯罪及び性暴力に関する実情及び海外の制度等について引き続き調査を行う	一部措置済み	法務省においては、附則第20条第1項の検討に資するよう、

とともに、附則第二十条第一項の検討を行うに当たっては、不同意性交等罪における同意の位置付け、生徒と教員及び障害者と保護・監督者等との間の地位に基づく影響力に関する要件、いわゆる性交同意年齢の年齢差要件、公訴時効期間等の在り方についても検討を行うこと。また、障害者が被害者である性犯罪に関し、被害者の意思形成を考慮した要件、障害者と対人援助職の者等との間の地位に基づく影響力に関する要件、公訴時効期間等の在り方についても検討を行うこと。	(令和5年)	本法の施行状況の調査を実施するとともに、性犯罪に関する実情及び海外の制度等について、海外調査を含めた調査研究を実施することを検討している。その上で、同項の検討を行うに当たっては、こうした調査の結果をも踏まえ、本項目で求められている点についても検討を行う予定である。 内閣府においては、附則第20条第1項の検討にも資するよう、性犯罪及び性暴力に関する実情に関する調査を実施している。
--	---------------	--

○性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律案に対する附帯決議（令和5年6月15日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
一 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律附則第二十条第一項の検討を行うに当たっては、アスリートや客室乗務員等に対する盗撮が社会問題となっている実情を踏まえ、正当な理由がないのに、性的姿態等以外の人の姿態又は部位（衣服により覆われているものを含む。）を性的な意図をもって撮影する行為等を規制することについて検討を行うこと。	一部措置済み（令和5年）	法務省においては、刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律附則第20条第1項の検討に資するよう、本法の施行状況の調査を行っており、同項の検討を行うに当たっては、こうした調査の結果をも踏まえ、本項目で求められている点についても検討を行う予定である。 スポーツ庁においては、関連する取組として、アスリートに対する性的な意図をもった撮影等の防止に向け、スポーツ関係団体の現在の取組状況等を把握し、また取組事例の横展開を図ることを目的とした調査を令和6年度に行う予定である。 国土交通省においては、令和5年9月に関係通達を改正し、航空機内において、客室乗務員や他の旅客の姿態等を許可なく撮影し、客室乗務員が業務を行うことを妨げた場合には、航空法（昭和27年法律第231号）第73条の4第5項に規定する「航空機に乗り組んでその職務を行う者の職務の執行を妨げる行為」に該当する場合があることについて明確化した。また、航空機内における盗撮行為を防止するため、関係省庁及び関係業界団体と連携し、ポスター等により旅客に対して盗撮行為が禁止されていることについて注意喚起を行った。
二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律附則第二十条第一項の検討を行うに当たっては、本法及び今般の改正後の刑法の運用状況を踏まえ、十三歳以上十六歳未満の者を対象としてその性的姿態等を撮影する行為等の年齢差要件について検討を行うこと。	一部措置済み（令和5年）	法務省においては、刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律附則第20条第1項の検討に資するよう、同法及び本法の施行状況の調査を行っており、同項の検討を行うに当たっては、こうした調査の結果をも踏まえ、本項目で求められている点についても検討を行う予定である。
三 第四章に規定する電磁的記録の消去等が速やかに実施されるよう、検察官に対し	措置済み（令	法務省においては、本法の趣旨及び内容について、法務省

必要な研修を行い、法曹関係者に周知すること。	和 5 年)	のホームページに概要をまとめた資料等を掲載しているほか、公刊物に本法の解説論文を寄稿するなどした。 また、検察官に対して、毎年実施の経験年数等に応じた研修において、電磁的記録の消去等を含む内容の講義を実施し、今後も同様の講義を実施する予定である。
四 本法第二条第一項第四号において十三歳以上十六歳未満の者に対する五歳以上年長の者の性的姿態等の撮影行為を処罰することとしているのは、両者の間におよそ「対等な関係」があり得ないと考えられることによるものであって、両者の年齢差が五歳差未満であれば「対等な関係」であるとするものではないのであるから、同項第二号及び第三号の規定の適用に当たっては、とりわけ、これらの規定に定める撮影行為をする者が十八歳以上であり、かつ、その相手方が十六歳未満である場合には、むしろ、十六歳未満の者にとっては年齢差がその意思決定に及ぼす影響が大きいことに鑑みると、十八歳以上の者が十六歳未満の者の対象性的姿態等を撮影する行為は、同項第二号で定める改正後の刑法第一百七十六条第一項各号に掲げる行為又は事由の「経済的又は社会的関係上の地位に基づく影響力によって受ける不利益を憂慮させること又はそれを憂慮していること」等により「同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乗じて」の要件や、本法第二条第一項第三号の「行為の性質が性的なものではないとの誤信をさせ」の要件に該当し得ることに留意すること。	措置済み（令和 5 年）	検察当局においては、個々の事案ごとに、本項目の趣旨を踏まえ、適切に対応している。 警察庁においては、都道府県警察に対して、性的姿態撮影等処罰法の公布等に係る通達を発出し、その中で、本附帯決議の趣旨を踏まえ、13歳以上16歳未満の者に対する5歳以上年長の者の性的姿態等の撮影行為を処罰することとしている趣旨や同法第2条第1項第2号及び第3号の規定の適用に当たっての留意事項等を指示しており、この旨を研修等の機会を通じて都道府県警察に対し指導している。
五 子どもに対する撮影行為の被害がとりわけ深刻であることに鑑み、子ども、学校関係者及び保護者に対して本法の趣旨について効果的な啓発を行うこと。また、啓発のために必要な予算を確保するとともに、司法警察職員等の関係者に対しても、本法の趣旨を周知徹底し、十分な研修等を行うこと。	措置済み（令和 5 年）	子どもを始めとする国民に対する啓発について、法務省においては、必要な予算を確保しつつ、本法による改正の趣旨及び内容について、概要をまとめた資料等を法務省ホームページに掲載しているほか、関係府省庁と連携し、関係府省庁のホームページやSNSにおける周知を行うなどした。特に、子どもや学校関係者・保護者に対しては、本法及び刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律の趣旨及び内容を分かりやすくまとめた、小学生・中高生・大学生向けの3種類のリーフレットを作成し、文部科学省を通じて全国の学校に提供するなどした。

	文部科学省においては、初等教育から高等教育までの各学校段階において、学校設置者や各学校に対し、本法の趣旨・意義について周知するとともに、前記リーフレットについて、各学校における教育活動等において活用いただくよう促した。 こども家庭庁においては、本法律の施行後に策定した「こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」（※）も踏まえ、こども家庭庁ホームページやSNSにおいて広報用資料を掲載したほか、都道府県等に対して通知を発出し、本法律の内容に関する周知・啓発を行った。 ※ 同パッケージ「Ⅰ 1（1）改正刑法等による厳正な対処、取締りの強化」において、刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和5年法律第66号）及び性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和5年法律第67号）につき、「本改正等の趣旨・内容について、関係府省が連携し、また、関係機関や団体の協力も得て、国民に広く周知を図る。」としている。 内閣府においては、本法の趣旨及び内容について、広報誌やSNS等を活用した広報を行っている。 また、関係者に対する周知について、法務省においては、検察官に対して、毎年実施の経験年数等に応じた研修において、本法の趣旨等に関する講義を実施し、今後も同様の講義を実施する予定である。 内閣府においては、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの相談員等を対象に、本法の趣旨及び内容に関する研修を実施している。 警察庁においては、都道府県警察に対し、本法の趣旨・内容について、関係機関や団体の協力も得て、広く周知を図るよう指示を行った。また、本法の内容、関係規定の適用については、都道府県警察に対し、性的姿態撮影等処罰法の公布等に係る通達を発出し、指示しているほか、研修等の機会を通じて都道府県警察に対し指導している。
--	--

六 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律附則第二十条第一項の検討を行うに当たっては、本法により新設された性的姿態等撮影罪等について、その発生状況、政府における対応の状況、被害の実態等を継続的に把握し、被害者救済の観点から検証を行うとともに、性的姿態等の撮影の同意後にこれを撤回したにもかかわらず撮影した影像を記録した物を所持し続ける場合及び国外で日本国民以外の者が行った場合の罰則の新設について検討を行うこと。	一部措置済み (令和5年)	法務省においては、刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律附則第20条第1項の検討に資するよう、本法により新設された性的姿態等撮影罪等の規定の施行状況の調査を行っており、同項の検討を行うに当たっては、こうした調査の結果をも踏まえ、本項目で求められている点についても検討を行う予定である。 警察庁においては、性的姿態等撮影罪等の認知件数、検挙件数についての確に集計するなど、発生状況、都道府県警察における対応状況、被害の実態等を継続的に把握することとしている。
七 性的姿態等撮影罪等の被害者が実効性のある支援を受けられるよう、警察、ワンストップ支援センター、日本司法支援センター、民間の支援団体その他の関係機関・団体相互間の連携の強化を図るなどして、相談体制や支援環境の整備に努めること。	措置済み(令和5年)	日本司法支援センターでは、被害者等の置かれた状況に応じた適切な情報・支援を提供できるよう、各地方における被害者支援連絡協議会に参加し、意見交換を行うなどして、関係機関・団体等との連携強化を図った。 内閣府においては、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターについて、都道府県等に対する交付金等により、関係機関との連携促進を図るなど、相談支援体制の整備を図っている。 警察庁においては、第4次犯罪被害者等基本計画(令和3年3月閣議決定)に基づき、都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号「#8103(ハートさん)」に関する広報、性犯罪被害者に対する「被害者の手引」の交付等に加え、性犯罪被害者の要望を踏まえ、性犯罪被害者による情報入手の利便性の向上に努めている。また、事件化を望まない性犯罪被害者に対しても、当該被害者の同意を得て連絡先や相談内容等を犯罪被害者等早期援助団体に提供するなど、性犯罪被害者が早期に同団体による支援を受けやすくなるよう努めている。

○特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律案に対する附帯決議（令和5年12月12日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
一 日本司法支援センター（以下「法テラス」という。）が本法において定められた特定被害者法律援助事業を遅滞なく開始し、その目的を十分に果たすことができるよう、必要な予算を確保して、弁護士等による支援体制の一層の強化を図ること。	検討中	法テラスが特定被害者法律援助事業を可能な限り早期に開始し、被害者の迅速かつ円滑な救済を図ることができるよう、同事業の運用に必要な予算の確保や、被害者の援助に関し十分な知識・経験を有する弁護士による支援体制の整備等に努めている。
二 本法に基づいて特定被害者が迅速かつ円滑に被害を回復することができるよう、本法の趣旨や法テラスの業務等について周知広報を十分に図ること。		（文化庁対応）
三 指定宗教法人及び特別指定宗教法人の指定は、当該宗教法人及びその信者の信教の自由に十分に配慮しつつ、遅滞なく行うよう努めること。		（文化庁対応）
四 関係省庁の緊密な連携の下、本法の運用に係る適切な政省令の策定等について必要な取組を直ちに行うこと。		（文化庁対応）
五 本法施行後、法テラスの業務の特例、宗教法人による財産の処分・管理の特例等による被害者救済の状況等を勘案し、具体的に検討すべき課題が生じた場合においては、三年を待たずに、信教の自由に十分配慮しつつ、解散命令の請求等に係る対象宗教法人に関する財産保全の在り方を含め検討を行うこと。あわせて、特定不法行為等に係る被害の実情について、相談窓口における相談状況や関連法令の施行状況等の検証、被害者等へのヒアリング等を通じて更に調査を行い、被害者救済のため必要がある場合には更なる法整備その他の措置を検討すること。		（文化庁対応）
六 旧統一教会問題に起因する親族間の問題、心の悩み、宗教二世を含む子どもが抱える問題等の解決に向け、法テラスを中核とした相談対応、精神的支援、児童虐待や生活困窮問題の解決に向けた支援等を一体的かつ迅速に提供するなどの被害者に寄り添った相談・支援体制を構築すること。その際、必要な予算を確保するとともに、元信者や宗教二世等の方々、これまで旧統一教会問題の被害者支援を行ってきた有識者等の知見も活用すること。		（内閣官房副長官補室対応）

○民事訴訟法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和４年５月１７日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
一 本法施行後において、訴訟手続の電子化が速やかに行われ、適切な裁判が実施されるよう環境整備及び事務負担の軽減に努めること。	一部措置済み （令和４年度、令和５年度）	裁判所においては、改正法の施行前の段階から、ウェブ会議等のＩＴツールを活用した争点整理手続の運用を実施したり、電子提出の先行実施として、民事裁判書類電子提出システム（通称「mits（ミンツ）」）の運用を開始し、その運用庁を拡大したりしており、また、令和６年３月のウェブ会議を用いた口頭弁論の運用開始に向けて、法廷へのディスプレイ等の機器の導入を行っており、このような取組を通じて、電子化に向けた環境整備を進めていると承知している。 法務省においては、訴訟手続の電子化を円滑かつ迅速に進めるため、裁判所における上記取組を踏まえつつ、訴訟代理人に委任しない者が電子情報処理組織による申立て等を容易に利用するために必要な支援を受けられる環境整備に向けて、関係機関・団体と意見交換を行うなどして必要な検討を進めている。
二 訴訟手続の電子化を円滑に進めることが利用者の利益になるという観点から、施行後五年を経過した場合における検討に当たっては、改正法の施行状況や施行後の情報通信技術の進展等の社会経済情勢を踏まえつつ、電子情報処理組織による申立て等の利用を拡大・促進するための方策について検討すること。	未着手	対処状況の基準日時点で電子情報処理組織による申立て等に関する本法による改正は未施行であるため、その施行後、その施行状況や施行後の情報通信技術の進展等の社会経済情勢を踏まえつつ、必要に応じて検討する予定である。
三 訴訟代理人に委任しない者が電子情報処理組織による申立て等を容易に利用できるよう、関係機関及び日本弁護士連合会・日本司法書士会連合会等と連携し、必要に応じて弁護士・司法書士等による支援を受けられる環境整備に努めること。	検討中	訴訟代理人に委任しない者が電子情報処理組織による申立て等を容易に利用するために必要な支援を受けられる環境整備に向けて、最高裁判所、日本司法支援センター、日本弁護士連合会及び日本司法書士会連合会と意見交換を行うなどして、必要な検討を進めている。
四 訴訟手続は国民の権利関係の得喪に深くかわり、その電子化は重大な事柄であるから、制度の円滑な施行を実現し、その利用を促進するため、関係機関及び日本	一部措置済み （令和４年	本法の成立後、その円滑な施行に向け、関係機関の協力の下、説明会への法務省職員の派遣等を行ったほか、ポス

弁護士連合会・日本司法書士会連合会等と連携して、制度の周知を十分に図ること。	度、令和5年度)	ター、パンフレットの配布、ウェブサイトによる説明資料の公表等を行った。全面施行に向け、制度の周知のための施策を引き続き実施する予定である。
七 ウェブ会議の方法による証人尋問等については、心証形成が法廷で対面して行われるものとは異なる場合もあることを踏まえ、裁判所における相当性の判断が適切に行われるよう法制度の趣旨について周知すること。	一部措置済み (令和4年度、令和5年度)	本法の成立後、その法制度の趣旨の周知のため、関係機関の協力の下、説明会への法務省職員の派遣等を行ったほか、ポスター、パンフレットの配布、ウェブサイトによる説明資料の公表等を行った。全面施行に向け、制度の周知のための施策を引き続き実施する予定である。
九 訴えの提起の手数料の在り方について、本法施行後における裁判手続の事務処理の実態等のほか、訴える側の資力により適正な訴額の請求を断念せざるを得ない状況があるとの指摘や、手数料の低額化及びその算出を簡明なものとする定額化を検討すべきとの指摘も踏まえつつ、関係団体の意見聴取にも努めるなどしながら、負担の公平の見地から、必要な検討を行うこと。	検討中	訴えの提起の手数料の今後の在り方については、本法施行後における裁判手続の事務処理の実態等を踏まえつつ、外国の制度の調査研究を行うとともに、関係機関、団体等と必要な意見交換を行うなどして、新制度の運用上の課題を抽出し、必要な検討を行っていく予定である。
十一 民事訴訟手続を利用する障害者に対する手続上の配慮の在り方について、本法施行後の制度の運用状況及び障害者の意見も踏まえて、障害者のアクセスの向上に資する法整備の要否も含めて検討し、必要な措置を講じること。	検討中	法務省、最高裁判所及び日本弁護士連合会で構成される民事司法の在り方に関する法曹三者連絡協議会の分科会である「障害者の民事司法へのアクセス拡充に関するワーキンググループ」において、民事裁判手続のIT化等の動向も踏まえつつ、現行制度における課題・対応策について、必要な検討を進めている。
十二 附則第二百二十六条の規定による検討については、改正法の施行状況や施行後の情報通信技術の進展等を踏まえて、適時に行うこと。	未着手	対処状況の基準日時点で本法はいまだ全面施行されていないため、施行後、本法の施行状況や施行後の情報通信技術の進展等の社会経済情勢を踏まえつつ、必要に応じて検討する予定である。

○刑法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和４年６月１０日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
四 第一項の施策を推進するに当たって、損害賠償命令制度の対象事件を拡大するなど簡易で迅速な損害賠償の実現に資する制度のほか、インターネット上の誹謗中傷に係る損害賠償の在り方や裁判費用の支援など、適正な被害回復のための方策を速やかに検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。	一部措置済み （令和４年、 令和５年）	損害賠償命令制度の対象事件が、同制度を円滑に運用するためには、救済の必要性が強く認められ、かつ、簡易迅速な手続で審理するのが相当と思われる犯罪を対象とすることが相当であるとの観点から、故意の犯罪行為により人を死傷させた罪等の一定の罪とされていることを踏まえつつ、対象事件を拡大することの当否等について必要な検討を行っている。 また、インターネット上の誹謗中傷に係る損害賠償の在り方については、特定の種類の被害のみを対象として、損害賠償額についての特別な制度を設けることの当否や、我が国の損害賠償制度の趣旨目的との整合性等の観点を踏まえつつ、司法の判断の動向等を注視しながら、必要な検討を行っている。 法テラスでは、民事法律扶助業務として、インターネット上の誹謗中傷による被害を受けた方を含む資力の乏しい方に対し、無料法律相談・弁護士費用等の立替えを実施している。
七 公共の利害に関する事項に係る意見・論評は表現の自由の根幹を構成するものであることを踏まえ、本法の附則に基づく三年経過後の検討に当たっては、侮辱罪への厳正な対処が図られることにより自由な表現活動が妨げられることのないよう、当該罪に係る公共の利害に関する場合の特例の創設についても検討すること。	一部措置済み （令和５年）	今後、本法の附則の規定に基づき、必要な検討を行うこととしており、そのために必要な侮辱罪の施行状況等の調査を行っているところである。
八 拘禁刑が創設されることにより刑務作業が減る場合があることも踏まえ、受刑者の社会復帰の原資となる作業報奨金の水準について検討すること。	一部措置済み （令和５年）	令和５年度において、有識者による検討会議を開催し、作業報奨金の水準について検討を行っているところである。
九 本法の施行により、犯罪をした者の特性に応じた処遇を充実させて再犯防止を図るため、拘禁刑の導入、刑の執行猶予制度の拡充、更生緊急保護の充実化等が行われることを踏まえ、その実務に携わる矯正施設及び更生保護官署の人的・物	一部措置済み （令和４年、 令和５年）	矯正施設においては、犯罪をした者の特性に応じた処遇を充実させて再犯防止を図るため、就労の確保、障害のある者等への支援及び特性に応じた効果的な指導の実施等の充実強化の

的体制の充実強化を図るとともに、施設内処遇と社会内処遇の緊密な連携を強化すること。		ための人的・物的体制の整備を進めるとともに、施設内処遇と社会内処遇の緊密な連携を強化する取組を進めている。 また、附帯決議の趣旨を踏まえ、刑務所出所者等に対する再犯防止対策・社会復帰支援の強化を図るため、その実務に携わる更生保護官署の人的・物的体制の整備を進めているところである。
十 犯罪をした者に対する処遇の充実及び保護司の負担軽減を図るため、関係機関等のデータ連携も強化しつつ、矯正行政及び保護司活動を含む更生保護行政のデジタル化の推進・ＡＩ技術の活用により、矯正施設及び更生保護官署における対象者のデータの収集・分析、効果的な処遇等の実施及びその効果検証等の施策を推進すること。	一部措置済み (令和４年、令和５年)	矯正施設においては、令和４年度に、受刑者等の処遇に関する情報等のデータベースを管理する業務システムを刷新するための開発に着手し、令和５年度は、利用者向けの研修、データ移行等を進め、令和６年度からの運用開始に向けた準備を実施している。 新たなシステムの運用開始により、受刑者等のデータについて、様々なＩＴ技術を活用しつつ、効果的・効率的に収集・分析することを通じ、犯罪傾向の把握、矯正処遇の検討や実施、効果検証といった様々な施策や取組を一層充実させ、受刑者等の再犯防止や社会復帰支援を更に推進することとしている。 更生保護行政においては、保護司活動のデジタル化に関して、保護司が提出する報告書を電子化するなど、保護司活動の一部をインターネット上で実施できる保護司専用ホームページを、令和３年８月から運用しており、運用開始以降、順次機能の拡充を行っている。 また、刑事手続のＩＴ化へ対応するとともにデータ活用による効果的な保護観察処遇を実施することを可能とするため、書類の電子化・発受のオンライン化等に対応するシステム構築に向けた調査研究を令和４年度補正予算にて実施しており、要件定義を令和５年度補正予算にて実施することとしている。 さらに、保護観察におけるアセスメントへのＡＩ技術の活用に関する調査研究を実施し、開発・実装に向けた課題の洗い出しを行った。
十一 拘禁刑の創設を踏まえ、刑事施設における処遇調査を充実させるとともに、必要に応じて少年鑑別所の調査機能を有効活用することで、個々の受刑者の特性	一部措置済み (令和４年、	刑事施設における処遇調査を充実させるため、調査センターを増やしたほか、その調査対象者の範囲を拡大した。ま

をこれまで以上に的確に把握し、その特性に応じた柔軟な処遇を推進すること。	令和5年)	た、少年鑑別所の調査機能の活用に係る運用方法等を定めた。
十二 満期釈放者等の再犯防止を図る上で更生保護施設が果たす役割が重要であることを踏まえ、更生保護施設における充実したプログラムの実施や施設退所者等への訪問支援事業の全国展開、老朽化する施設の整備の促進等を図るための十分な財政的措置を講ずること。	一部措置済み (令和4年、 令和5年)	附帯決議の趣旨を踏まえ、令和5年度から更生保護施設入所者や退所者等の特性に応じた専門的な支援等を保護観察所が委託して行う特定補導を実施していることに加え、令和6年度予算政府案に、施設退所者等への訪問支援事業の拡充、老朽化した施設の整備に係る予算を計上するなど、必要な予算の確保に努めているところである。
十三 犯罪をした者の円滑な社会復帰を図るためには、刑事司法手続終了後を含めた切れ目のない息の長い支援を行うことが不可欠であることに鑑み、地方公共団体による地方再犯防止推進計画の策定や保護司活動の支援を含めた再犯防止のための施策が一層推進されるよう、地方公共団体に対する財政的支援を行うとともに、更生保護地域連携拠点事業の充実を図ること。	措置済み(令 和5年)	令和5年度予算において、都道府県を対象とした再犯防止に関する交付金の予算が措置され、域内の市区町村に対する再犯防止施策の企画立案支援や人材育成支援、犯罪をした者等に対する直接支援を実施した都道府県に対し、交付金を交付した。令和6年度予算政府案においても、同様の対応を予定しているほか、引き続き更生保護地域連携拠点事業に係る予算を計上するなど、その充実に努めている。

○民法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和４年１２月８日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
一 嫡出の推定が及ぶ範囲の見直し及びこれに伴う女性に係る再婚禁止期間の廃止など本法による改正内容について十分な周知に努めること。特に、本法の施行の日前に生まれた子に適用される子及び母の否認権の行使については本法の施行の日から一年間に限り認められていることに鑑み、対象となる無戸籍者等に対する周知が遺漏なく行われるよう努めること。	一部措置済み (令和５年)	改正法施行前において無戸籍者として把握している方に対しては、否認権の行使の機会を逸することのないよう、個別に改正法案の内容をお知らせするため、令和５年１２月１１日付けで、全国の法務局に対し、法務局職員の面会や書面の郵送などによる通知の具体的方法を定めた事務連絡を発出した。また、改正法の周知のため、同年１月１３日、改正法の概要及び説明資料を法務省ホームページに掲載した上、同年３月及び同年１１月、ポスター及びリーフレットを関係機関・関係団体に配布したほか、同月、無戸籍者等に向けた動画の作成を行い、法務省ホームページ等で公開した。引き続き関係機関・関係団体とも連携しつつ、広く制度の周知を図る予定であり、政府広報の掲載、関係機関・関係団体に対するパンフレットの配布等を行う予定である。
二 本改正が無戸籍者対策として行われることに伴い、無戸籍者が司法手続を利用しやすくするための支援や、行政サービスを受けられるよう、関係機関が綿密な連携に努めること。	一部措置済み (令和５年)	これまでも、法務局や市区町村の職員が、無戸籍者の母親等に定期的に連絡をしたり、個別に訪問したりするなど戸籍の記載に必要な届出や裁判上の手続がとられるよう支援を行うとともに、各法務局等に弁護士費用等について相談があった場合には、法テラスの民事法律扶助制度を案内するなどの支援を行っている。また、配布用の冊子（手引書）や法務省ホームページには、戸籍に記載される前であっても、一定の要件の下で行政上のサービス等を受けることは可能であることの説明が記載されており、これを活用した案内を行っている。 改正法の施行後においても引き続き、手引書や法務省ホー

		ムページにより周知を行うとともに、関係機関との連携の下に一人一人に寄り添った支援を行う予定である。
三 母や子が父を相手に否認権を行使するに当たり、DVや児童虐待等がある場合があることを踏まえ、相手方と対面することなく、また、相手方に住所等を知られることなく手続を行うことができる措置を講じるなどの柔軟な運用について周知すること。	一部措置済み (令和5年)	これまでも、配布用の冊子(手引書)や法務省ホームページには、相手方と対面しないよう配慮したり、申立書に現住所を記載することを厳格には求めない取扱いをしたりするなど、裁判所において事案に応じた措置が講じられていることの説明が記載されており、これを活用した案内を行っている。また、民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和4年法律第48号)において、裁判所の決定により、住所等を裁判手続の相手方に秘匿することができる制度が創設され、令和5年2月20日から施行されている。 改正法の施行後においても、引き続き、手引書や法務省ホームページにより適切に案内を行う予定である。
四 本法施行後も、本改正が無戸籍者問題の解消に資するものとなっているかを継続して検証し、必要に応じて、嫡出推定制度等について更なる検討を行うこと。	未着手	改正法の施行日は、「民法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」(令和5年政令第173号)により、令和6年4月1日と定められた。同日が到来した後、改正法の施行状況を踏まえつつ、検討を行う予定である。
五 国籍法第三条の改正により、国籍取得後に事実と反する認知が明らかとなった場合には、認知の無効を争うことができなくなった後であっても当該認知された子の国籍取得が当初から無効であったこととなり日本国籍が認められなくなることを踏まえ、無国籍者の発生防止・削減の観点や日本人として生活していた実態等を十分に勘案して、当該子の法的地位を速やかに安定させるよう、帰化又は在留資格の付与に係る手続において柔軟かつ人道的な対応を行うこと。	措置済み(令和5年)	令和5年9月1日付け「認知無効が判明した場合における子の無国籍状態を円滑に解消するための取組について(通知)」を発出し、各地の法務局が中心となって、改正後の国籍法第3条第3項により無国籍状態になるおそれのある方の情報を収集し、その方に対し、無国籍者の発生防止の観点から、帰化の手続や在留資格に関する手続を案内すること及び外国籍の確認等の手続につき相談先を案内することのほか、入管当局と連携をし、その情報を共有するなど関係機関の連携を強化し、その方が戸籍に記載されていない期間等を可能な限り短縮するための取組を開始した。 なお、出入国在留管理庁においても、同日付けで法務局等関係機関との連携に係る通知を発出済みである。
六 政府は、本法施行後、国籍取得後に事実と反する認知が明らかになり、国籍取得が当初から無効となる子の件数及びその原因を把握し、必要に応じて、それに	措置済み(令	国籍取得後に事実と反する認知が明らかになり、国籍取得

伴う課題等の有無を検討すること。	和 5 年)	が当初から無効となる子の件数及びその原因を把握するため、上記通知において、市区町村から各地の法務局への報告を求めることとしている。
七 民法の懲戒権の規定に関しては、児童虐待の口実として使われることを防止するために当該規定の削除等が行われることを踏まえ、体罰等は許されないという認識を社会全体で共有するために積極的かつ細やかな広報活動を行うなど、本改正の趣旨についての周知徹底及び関係機関との連携に努めること。	一部措置済み (令和 5 年)	附帯決議の趣旨を踏まえて、関係機関等と連携の上、適切かつ十分な広報周知を行うべく、令和 5 年 1 月 13 日、改正法の概要及び説明資料を法務省ホームページに掲載した上、同年 3 月、関係機関等に対してポスターを配布した。今後、更に、改正法の概要を記載したパンフレットを関係機関等に配布予定である。

○「民法等の一部を改正する法律案」及び「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律案」に対する附帯決議（令和３年４月２０日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
一 経済価値の乏しい相続土地の国庫帰属については、申請人の負担軽減の必要性も踏まえ、承認要件や申請人の費用負担の在り方を検討するとともに、施行後五年間の運用状況を踏まえ、検討を行うに当たっては、土地所有権の放棄の在り方、承認申請者の要件、国庫帰属後の土地の利活用の方策その他の事項についても検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。また、承認申請があった際には、関係機関や地方公共団体との連絡・連携を密にし、土地の有効活用の機会を確保するよう、地域の実情に沿った運用に努めること。	（法務省） 一部措置済み （令和４年、令和５年）	附帯決議の趣旨を踏まえた承認要件や負担金の額等を定める「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律施行令」（令和４年政令第316号）が施行され、関係法令に沿った制度運用が開始された。 また、本制度の承認申請があった際には、地域の実情に沿った土地の有効活用の機会が確保されるよう、関係機関や地方公共団体に対して申請土地の情報を提供する運用としている。
二 相続登記等の申請の義務違反の場合において、法務局における「正当な理由」の判断や裁判所に対する過料事件の通知の手續等過料の制裁の運用に当たっては、透明性及び公平性の確保に努めるとともに、DV被害者の状況や経済的な困窮の状況等実質的に相続登記等の申請が困難な者の事情等を踏まえた柔軟な対応を行うこと。	（法務省） 一部措置済み （令和５年）	附帯決議の趣旨を踏まえ、裁判所に対する過料事件の通知の手續等に関する省令改正を行うとともに「正当な理由」が認められる一般的な類型等を明らかにした通達を発出した。 制度の施行に当たっても、これらに基づき、附帯決議の趣旨を踏まえた運用を行う予定である。
三 相続人申告登記、住所等の変更登記をはじめとする新たに創設する職権的登記について、登記申請義務が課される者の負担軽減を図るため、添付書面の簡略化に努めるほか、登録免許税を非課税とする措置等について検討を行うとともに、併せて、所有者不明土地等問題の解決に向けて相続登記の登録免許税の減免や添付書面の簡略化について必要な措置を検討すること。	（法務省） 一部措置済み （令和３年、令和４年、令和５年）	附帯決議の趣旨を踏まえ、税制改正要望（法務省提出）を行った結果、令和４年度税制改正の大綱において、相続人申告登記等の新たに創設される職権登記について、登録免許税の非課税措置を適用すること、相続登記等に対する登録免許税の免税措置を拡充した上で、その適用期限を３年間延長することが盛り込まれた。 あわせて、相続人申告登記等の新たに創設される職権登記や相続登記の添付書面の簡略化について検討しており、その検討結果に基づき、必要な省令の改正や通達が発出等を行う予定である。
四 在留外国人が各種相続手続に必要な書類を収集することに困難を伴う例がある	（法務省）	平成24年７月に在留管理制度が導入されたことに伴い外国

ことなどを考慮し、在留外国人の身分関係を証明しやすくするための取組について、必要な検討を行うこと。	一部措置済み (令和3年、 令和4年、令 和5年)	人登録制度は廃止されたが、それまで市区町村に保管されていた外国人登録原票は、現在は出入国在留管理庁において適正に管理・保管している。同原票の開示請求があった場合には適切に対応しており、同請求手続の方法については、出入国在留管理庁のホームページで案内している。 また、相続を証する書面として、どのような書面を要求するかについては、当該制度を所管する府省において検討するものと承知しているところ、外国人に関する戸籍届書の保存期間を延長することについて、各制度におけるニーズを踏まえ検討する予定である。 このほか、附帯決議の趣旨を踏まえ、外国人を当事者とする相続登記の申請に必要な住所証明情報の取扱いを明らかにする通達を発出した(令和6年4月1日運用開始)。
六 登記官が他の公的機関から死亡等の情報を取得し、職権で登記に符号を表示するに当たっては、死亡等の情報が迅速にかつ遺漏なく登記に反映されるよう、情報収集の仕組みについて更に検討し、必要な措置を講ずるとともに、死亡者課税を極力避けるべく死亡者の情報についての各種台帳相互の連携を図ること。	(法務省) 検討中	登記官が他の公的機関から所有権の登記名義人の死亡等の情報を取得し、死亡等の情報が迅速にかつ遺漏なく登記に反映されるよう、令和8年4月1日の施行に向けて、関係機関とともに、その情報収集の仕組みや、各種台帳相互の連携強化に向けた仕組みの在り方について検討している。
七 両法案に基づく新たな所有者不明土地対策としての各種施策を着実に実施し、所有者不明土地問題の解決を図るため、法務局の十分な人的体制及び予算の確保を図ること。	(法務省) 一部措置済み (令和3年、 令和4年、令 和5年)	附帯決議の趣旨を踏まえ、新たな所有者不明土地対策としての各種施策を実施するために必要となる法務局の人的及び物的体制の整備を進めているところである。
八 所有者不明土地等問題の地域性や土地等の種類に応じ、それぞれの実情を踏まえた解決に向けて、効率的な管理と申立人の負担の軽減を趣旨とする所有者不明土地等の新たな財産管理制度の諸施策を実施するに当たっては、司法書士や土地家屋調査士等の専門職者の積極的な活用を図るとともに、制度の趣旨及び請求が可能な利害関係人や利用ができる事例等について周知を図ること。また、財産管理制度において、管理人による土地等の処分に対する裁判所の許可が適切になさ	(法務省) 一部措置済み (令和3年、 令和4年、令 和5年)	法務省においては、民法等の一部を改正する法律において新たに設けられた財産管理制度の適正かつ円滑な運用を図るために、附帯決議の趣旨を踏まえ、この制度が効率的な管理と申立人の負担軽減を趣旨とすることや、請求が可能な利害関係人の範囲などについて、日本司法書士会連合会及び日本土地家屋調査士会連合会等とも連携しつつ、説明資料を作成

れるよう、借地関係等の利用状況や売買の相手方を慎重に調査すべきことを関係者に周知徹底するとともに、本法施行後の実務の運用状況を踏まえ、必要に応じて裁判所の許可に対する利害関係人の不服申立て制度の導入等を検討すること。		するとともに説明会を開催するなどして周知広報に取り組んでいる。 また、司法書士・土地家屋調査士等の専門職者の積極的な活用を図るため、最高裁判所に対し、日本司法書士会連合会及び日本土地家屋調査士会連合会における管理人候補者を確保する取組について通知し、各地方裁判所への周知を依頼するなど、新たな財産管理制度の適正かつ円滑な運用の実現に向けて、関係機関・団体とも連携して準備を行った。
九 今回の所有者不明土地対策のための見直しは国民生活に重大な影響を及ぼすものであることから、国民全般に十分に浸透するよう、積極的かつ細やかな広報活動を行い、周知徹底に努めるとともに、本法施行前に発生した相続について相続登記等の申請義務化に関する規定や遺産分割に関する規定が適用されることについては、国民の混乱を防止する観点から、特に周知徹底を図ること。この際、法律専門職者との連携に努めるとともに、広報に必要な予算の確保に努めること。	(法務省) 一部措置済み (令和3年、令和4年、令和5年)	附帯決議の趣旨を踏まえ、今回の見直しに関するポスター・パンフレット等を作成し、法務局、市町村、関係機関に配布するとともに、より平易な表現を用いたQ&Aや広報用マンガ、より詳細な説明資料を法務省ウェブサイトに掲載するなどして、積極的かつ細やかな広報活動を行っている。 また、相続登記の申請手続について、国民向けに分かりやすく解説・説明したハンドブックを作成し、法務局ウェブサイトで公開している。 引き続き、今回の所有者不明土地対策のための見直しが国民全般に十分浸透するよう、法律専門職者との連携及び予算の確保に努めつつ、周知・広報等を行っていく。
十一 所有者不明土地対策の観点から進められている、長期相続登記等未了土地解消作業、表題部所有者不明土地解消作業、法務局における遺言書の保管制度等の諸施策については、司法書士、土地家屋調査士等の専門職者の活用を図りつつ、より一層推進していくこと。	(法務省) 一部措置済み (令和3年、令和4年、令和5年)	長期相続登記等未了土地解消作業においては戸除籍謄本等の調査を司法書士が受託し、表題部所有者不明土地解消作業においては土地家屋調査士や司法書士を所有者等探索委員に任命しており、これらの専門職者と共同で実施している。 また、遺言書保管制度においては申請書及び請求書の作成代理を司法書士が行っているほか、登記所備付地図作成作業においても土地家屋調査士と連携して実施しているなど、所有者不明土地対策の実施に当たっては司法書士や土地家屋調査士を活用しており、引き続き、これらの専門職者と連携しながら推進していく。

十二 法定相続人の範囲の特定に係る国民の負担に鑑み、令和五年度から実施される戸籍証明書等の広域交付の実施状況等を踏まえ、更なる負担の軽減策について検討するほか、所有者探索に関して、国や地方公共団体から委託を受けた専門家の調査における戸籍証明書等の取得の手続の円滑化についても、オンライン化等を含め、検討すること。	(法務省) 検討中	前段について、令和6年3月1日から実施される戸籍証明書等の広域交付の実施状況等を踏まえて検討する予定である。 後段について、地方分権に関する「令和4年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和4年12月20日閣議決定)において、「市区町村が法令の定める事務を遂行するための情報提供の求め等に係る規定に基づいて行う戸籍謄本等の請求及び交付については、戸籍情報連携システムの運用開始後において、戸籍謄本等に記載されている者の本籍地にかかわらず、当該事務が同一市区町村内で完結できることとする」とされ、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和5年法律第58号)が成立したことから、これを踏まえ、国や地方公共団体から委託を受けた専門家による調査の際の取扱いについて検討する予定である。
十三 国土の有効利用を図る観点から、国土調査事業及び地図作成事業を迅速に実施して不動産登記法第十四条地図を整備し、土地の筆界の明確化を図るよう努めるとともに、ランドバンクの果たすべき役割について検討するとともに活用の強化を図るほか、新たに創設される管理不全土地管理命令についての地方公共団体の長による申立てを認めることを検討すること。	(法務省部分) 一部措置済み (平成27年、令和2年、令和3年、令和4年、令和5年)	(法務省部分) 法務省においては、登記所備付地図の作成作業を行っているところ、登記所備付地図の整備の更なる推進を図るため、平成27年度を初年度とする新たな10か年の作業計画を策定し、都市部における作業面積を拡大するとともに、大都市の枢要部等についてもこれを実施している。 また、被災地における同作業については、平成27年度から3か年計画で実施し、計画の延長を行いながら令和2年度まで実施してきたところ、復興のために当該作業を実施すべき地域がなお存在するため、更に3か年延長して、令和3年度分から令和5年度分まで当該作業を引き続き、実施することとしている。 さらに、平成28年熊本地震の被災地においても、復旧・復興のため、登記所備付地図作成作業を実施すべき地区が存在

		することから、令和２年度から令和６年度の５か年で震災復興型登記所備付地図作成作業を新たに実施することとしている。
	(国交省部分) 国交省に依頼	(国土交通省部分) 国土交通省に依頼

○少年法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和３年５月２０日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
四 罪を犯した者、とりわけ十八歳及び十九歳などの若年者の社会復帰の促進を図るため、前科による資格制限の在り方について、対象業務の性質や実情等を踏まえつつ、府省庁横断のしかるべき場を設けるなどして、政府全体として速やかに検討を進め、その結果に基づいて、法改正を含め必要な措置を講ずること。	措置済み（令和５年）	再犯防止に係る省庁及び有識者を構成員とする「再犯防止推進計画等検討会」の下で、「前科による資格制限の在り方に関する検討ワーキンググループ」を開催した。 当該ワーキンググループにおいて、資格制限の在り方を緩和するニーズが高い資格について調査を行った上で、関係省庁や地方公共団体への照会等を通じて、それら各資格の制限の内容、趣旨・目的、審査の判断基準等の調査を行った。 当該調査結果を踏まえ、前科による資格制限の在り方等について総合的な検討を行い、その結果を取りまとめ、これを法務省から各府省庁に対して通知し、前科による資格制限の在り方等の見直しを積極的に検討するよう依頼した。
七 犯罪被害者支援を充実させる観点から、真に援助が必要な犯罪被害者が早期の段階から弁護士による支援を受けるための弁護士費用の援助を始めとする充実した法的支援の方策について、担い手である日本弁護士連合会や日本司法支援センターと連携し、引き続き検討すること。	一部措置済み（令和５年）	一定の犯罪被害者等が早期の段階から弁護士による包括的かつ継続的な支援を受けられるようにする「犯罪被害者等支援弁護士制度」の導入に向けて、関係機関・団体等との調整を図りながら、同制度の内容について具体的検討を行うとともに、法整備に向けた立案作業を進めた。今後、可能な限り早期に法整備を遂げ、同制度を円滑に運用するなどして、犯罪被害者等への支援の充実・強化を図ることを目指す。

○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和２年４月７日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
一 企業の国際取引の増加等に伴い需要が拡大している外国法サービスや、本法の施行により我が国でも活性化が期待される国際仲裁及び国際調停の担い手となり得る日本の弁護士その他の法務人材の養成に向けて、人材育成その他の必要な取組を行うこと。	一部措置済み （令和２年、令和３年、令和４年、令和５年）	法務省では、令和元年度から官民連携して、国際仲裁の活性化に向けた施策を行っているところ、その一環として、司法修習生の選択型実務修習としての国際仲裁プログラムを提供するなど仲裁人・仲裁代理人等となり得る者の人材育成を行った。また、学生向けの模擬仲裁大会を後援するなど、国際的な法務人材育成の支援に向けた取組を実施した。今後も、上記各取組を始めとして、官民連携し、必要な取組を行っていく。
二 日本法令の外国語訳を迅速に提供するなど、我が国における国際仲裁及び国際調停、ひいては国際ビジネスの活性化に向けた環境整備に取り組むこと。	一部措置済み （令和２年、令和３年、令和４年、令和５年）	法務省では、法令外国語訳専用ホームページにおいて、これまで合計910本以上の英訳法令を公開しており、翻訳の検査体制を強化するとともに、AI翻訳システムを開発し、令和５年12月から法務省内で試行的に導入するなど、日本法令の外国語訳を一層迅速に公開するために必要な取組を進めている。 また、令和元年度から、官民連携し、国際仲裁の活性化に向けた施策として、広報・意識啓発、人材育成等の取組を行っており、今後こうした取組を進めていく。 加えて、法制審議会において、国際仲裁及び国際調停に関して最新の国際水準に対応する内容を含むものとして決定された「仲裁法の改正に関する要綱」及び「調停による和解合意に執行力を付与し得る制度の創設等に関する要綱」が、法務大臣に答申され、これらを踏まえて立案された「仲裁法の一部を改正する法律」及び「調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約の実施に関する法律」が令和５年４月にそれぞれ成立した。
三 弁護士・外国法事務弁護士共同法人制度について、本制度を利用した外国法事	一部措置済み	弁護士・外国法事務弁護士共同法人制度導入に関する規定

務弁護士による権限外の業務に対する不当関与等の懸念が示されていることを踏まえ、本制度の運用状況を注視し、必要に応じて更なる措置を講ずること。	(令和4年、令和5年)	部分については令和4年11月1日に施行され、令和6年1月31日現在、同法人は設立されていないが、引き続き、同法人の設立に係る動きを注視し、必要に応じ、更なる制度周知を図るなど、同制度の定着に向けて適切に対応していく。
---	--------------------	---

○民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和元年５月９日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
一 第三者からの情報取得手続に関し、金銭債権についての強制執行の実効性を確保する観点から、以下の事項について留意すること。		
1 近年における夫婦の離婚後の養育費の支払率が改善されていない現状を踏まえ、子の福祉に資するため、養育費が適切に支払われるよう、本法施行後における第三者からの情報取得手続に関する実務の運用状況を勘案し、第三者から情報の提供を求めることができる債務者財産の範囲やその申立ての要件などについて、申立人の制度の利用のしやすさを考慮し、必要に応じて検討するよう努めること。	検討中	本法の全面施行日（令和３年５月１日）から十分な期間が経過していないため、引き続き、施行後の運用状況を勘案し、必要に応じて検討する予定である。
2 債務者の給与債権に係る情報の取得ができる「生命若しくは身体の侵害による損害賠償請求権」について、本法施行後における実務の運用状況を勘案し、その他の損害賠償請求権を含め債務者の給与債権に係る情報の取得ができる損害賠償請求権の範囲について、必要に応じてその見直しを検討するよう努めること。	検討中	本法の全面施行日（令和３年５月１日）から十分な期間が経過していないため、引き続き、施行後の運用状況を勘案し、必要に応じて検討する予定である。
二 不動産競売における暴力団員の買受け防止に関し、本法施行後における実務の運用状況を勘案し、競売手続の円滑性を確保しつつその実効性を図るため、必要に応じて、刑事罰による虚偽陳述の抑止以外の更なる対策について検討するよう努めること。	検討中	本法の全面施行日（令和３年５月１日）から十分な期間が経過していないため、引き続き、施行後の運用状況を勘案し、必要に応じて検討する予定である。
三 国内の子の引渡しの直接的な強制執行に関し、子の福祉の観点から、以下の事項について留意すること。		
1 子の引渡しの直接的な強制執行については子の心身に有害な影響を及ぼさないよう、本法施行後における運用状況を勘案し、必要に応じて更なる改善を図るよう努めること。	(法務省、最高裁) 検討中	本法の全面施行日（令和３年５月１日）から十分な期間が経過していないため、引き続き、施行後の運用状況を勘案し、必要に応じて検討する予定である。

四 差押禁止債権の範囲変更の制度に関し、債務者の財産開示制度の見直しにより、債権者の地位の強化が図られることに鑑み、以下の事項について留意すること。		
1 差押禁止債権の範囲変更の制度をより適切に運用することができるよう、裁判所書記官の教示に当たってはその手続を分かりやすく案内するとともに専門家による支援を容易に得られるようにするなど、債務者に当該制度が周知されていない現状を改め、債務者に配慮した手続の整備に努めること。また、これらについて、本法施行後における運用状況を勘案し、必要に応じて更なる改善を図るよう努めること。	(法務省、最高裁) 検討中	本法の全面施行日(令和3年5月1日)から十分な期間が経過していないため、引き続き、施行後の運用状況を勘案し、必要に応じて検討する予定である。
2 給与債権の差押禁止の範囲の定めに関する諸外国における法制度や運用状況に関する調査研究を実施し、必要に応じて、我が国において給与債権の差押禁止の最低限度額の定めを設けることの是非を含め、我が国における法定の差押禁止の範囲についての見直しを検討するよう努めること。	一部措置済み (令和5年度)	附帯決議の趣旨を踏まえて、諸外国における法制度等に関する調査研究を実施中である。
五 国際的な子の返還の代替執行が子の心身に与える負担を最小限にとどめる観点から、本法施行後における国際的な子の返還の代替執行に関する実務の運用状況を注視し、必要に応じて更なる改善を図るよう努めること。	検討中	本法の全面施行日(令和3年5月1日)から十分な期間が経過していないため、引き続き、施行後の運用状況を勘案し、必要に応じて検討する予定である。
六 公的機関による養育費や犯罪被害者の損害賠償に係る請求権の履行の確保に関する諸外国における法制度や運用状況に関する調査研究を実施し、我が国におけるそれらの制度の導入の是非について検討を行うよう努めること。	(法務省) 一部措置済み (令和3年度)	附帯決議の趣旨を踏まえて、諸外国における法制度等に関する調査研究を実施した。引き続き、必要に応じて検討する予定である。

○表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律案に対する附帯決議（令和元年5月16日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
一 所有者等の探索を行う表題部所有者不明土地の選定については、選定過程の透明性及び公平性の確保に努めること。	措置済み (令和元年)	附帯決議の趣旨を踏まえて、探索を行う土地の選定過程の透明性及び公平性の確保を目的とした選定基準に関する通達を法務局・地方法務局宛てに発出した。 今後も引き続き選定過程の透明性及び公平性が確保されるよう努める。
二 表題部所有者不明土地に関する所有者等の探索及びそれに基づく登記への反映が迅速かつ適切になされるよう、体制整備と要員確保に努めるとともに、効率的な予算の執行に努めること。	措置済み (令和元年)	附帯決議の趣旨を踏まえて、所有者等の探索及びそれに基づく登記への反映が迅速かつ適切になされるよう必要な人的及び物的な体制の整備を行った。 今後も引き続き効率的な予算の執行に努める。
三 所有者等特定不能土地及び特定社団等帰属土地の管理及び処分に関し、不当に真の所有者の権利が制約されることのないよう努めること。	措置済み (令和元年)	表題部所有者不明土地の所有者等の探索の結果、所有者等特定不能土地及び特定社団等帰属土地となる場合には所有者等探索委員を指定するなど慎重な判断をすることとしている。 今後も引き続き不当に真の所有者の権利が制約されることのないよう努める。
五 所有者不明土地問題の解決のため、関係情報を有する各省庁の十分な連携を図ること。	検討中	所有者不明土地問題の解決のため、引き続き関係情報を有する各省庁と十分な連携を図るよう努める。

※太枠の中を記入してください。

※ 処理済みの欄には、措置済み、一部措置済み、検討中、未着手の中から、調査時点における状況を選択して記入してください。

措置済み、一部措置済みの場合は、措置をした年も記載してください。

※ 他府省所管事項の場合は、所管府省を速やかにご連絡ください。